一般社団法人日本コスメティック協会 定款

第１章 総則

（名称）

第１条 この法人は、一般社団法人日本コスメティック協会と称する。

その英名は、Japan Cosmetic Association（JCA）とする。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第２章 目的及び事業

（目的及び事業）

第３条　この法人は、美容全般において氾濫する情報を科学的に評価・整理し、正しい知識の啓発を行うことを通じ、国民の美容と健康に対する健全な意識の向上に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（１）専門的な人材の育成を目的とした研修の企画・実施

（２）専門的な人材の質の確保と向上を図るための認定試験制度の導入

（３）一般市民に向けた各種啓発活動

（４）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第３章 会員

（種別）

第４条　この法人の会員は、この定款及び別に定める規程に同意の上、この法人所定の方法により、次の各号に掲げる種別の会員登録を行った者をいう。

（１） 無料登録会員：この定款及び別に定める規程に同意し、この法人所定の方法により必要事項を記入して登録を行った会員

（２） 美容医療部門正会員：この定款及び別に定める規程に同意し、この法人所定の方法により必要事項を記入して登録を行い、所定の年会費を支払った会員

（３） スキンケア・コスメ部門正会員：この定款及び別に定める規程に同意し、この法人所定の方法により必要事項を記入して登録を行い、所定の年会費を支払った会員

（４） 協賛会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

（５） 社員：この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

前号の社員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第５条 美容医療部門正会員又はスキンケア・コスメ部門正会員、協賛会員として入会しようとする者は、

別に定めるところにより申込みをしなければならない。

（入会金及び会費）
第６条 美容医療部門正会員、スキンケア・コスメ部門正会員及び協賛会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（１）美容医療部門正会員　１１，０００円（税抜１０，０００円）。
（２）スキンケア・コスメ部門正会員　３，３００円（税抜３，０００円）。
（３）協賛会員　入会金１０万円、年会費１０万円を一口とし、一口以上とする。

（任意退会）
第７条 会員は、事務局に申し出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、年度の途中で退会した場合でも会員資格の有効期間に変更はなく、既に支払われた年会費は返還しない。

（除名）
第８条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をしたとき、又は、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

（会員資格の喪失）
第９条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）成年被後見人又は被保佐人となったとき。
（２）死亡し、又は解散したとき。
（３）会費を滞納したとき。
（４）社員総会の同意があったとき。

（会員名簿）
第１０条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第４章 社員総会

（構成）
第１１条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）
第１２条　社員総会は、次の事項について決議する。
１　会員の除名
２　理事及び監事の選任又は解任
３　理事及び監事の報酬等の額

４　計算書類等の承認
５　定款の変更
６　解散
７　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１３条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度に１回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会として開催する。

（招集）
第１４条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
２　社員総会の招集通知は、開催日の一週間前までに社員に対して発する。

第１５条 総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議長）
第１６条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

（議決権）
第１７条 社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）
第１８条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散
（５）その他法令で定められた事項

（議事録）
第１９条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び議長が指名した出席理事１名は、議事録署名人として前項の議事録に記名押印する。

第５章 役員

（役員の設置）

第２０条 この法人に、次の役員を置く。

１　理事　３名以上１５名以内

２　監事　１名以上３名以内

２　この法人の円滑な運営及び専門的な助言を得ることを目的として、顧問を必要な人数置くことができる。

３　理事のうち１名を代表理事（理事長）とする。

４　理事のうち１名を業務執行理事とし、専務理事とする。

（役員の選任）

第２１条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　顧問は、理事会によって選任する。

（理事の職務及び権限）

第２２条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

３　専務理事は、この法人の業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第２３条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（顧問の職務及び権限）

第２４条　顧問は、理事及び理事会に対して必要な助言を行い、理事及び理事会から助言を求められた際にこれに応じる。

（役員の任期）

第２５条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事及び監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２６条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）
第２７条　役員の報酬は月額１００万円を超えないものとし、社員総会の決議をもって報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益を定める。

第６章 理事会

（理事会）
第２８条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）
第２９条 理事会は、次の職務を行う。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　代表理事及び専務理事の選定及び解職
（４）　その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（理事会の招集）
第３０条 理事会は、代表理事が招集し、議長となる。
２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集し、招集した理事が議長となる。

（理事会の決議）
第３１条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（理事会の議事録）
第３２条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事は、前項の

議事録に記名押印する。

（委員会）

第３３条 この法人の業務を円滑に行うため、理事会の下に次の委員会を設置する。

（１） 総務委員会

（２） 学術委員会

（３） 広報委員会

２ 前項に定める委員会の委員長は理事会が任命し、委員は委員長が任命する。

３ 委員の任命については、外部からの登用を妨げない。

第７章 基金

（基金の拠出）

第３４条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２ 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

３ 基金には利息を付さない。

４ 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。ただし、期日の定めのない基金については、この法人が解散するまで返還しない。

５ 返還期日の定めのある基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

６ 返還期日の定めのない基金の返還手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別途定めるものとする。

第８章 資産及び会計

（資産の構成）

第３５条 この法人の資産は、次の財産をもって構成する。

（１）会費

（２）寄附金

（３）資産より生ずるもの

（４）事業に伴う収入

（５）その他の収入

（事業年度）

第３６条 この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業報告及び決算）

第３７条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第２号及び第３号の書類については承認を受けなければならない。

１ 事業報告
２ 貸借対照表
３ 損益計算書（正味財産増減計算書）

２　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（事業計画及び収支予算）

第３８条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、各事業年度開始の日の前日までに代表理事が編成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

第９章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第３９条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４０条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第４１条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章 公告の方法

（公告）

第４２条 この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１１章 その他

（協会業務に関わる関係者に対する報酬）

第４３条　この法人の業務に関わる関係者に対し、その役務の提供について、理事会の決定により相当の報酬を支給することができる。

附則

１　この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成２４年３月３１日までとする。

２　この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏名
川島　眞
柴山　裕治
井上　順一

３　この法人の設立時役員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

	氏名
理　　事	岩本　麻奈
理　　事	川島　眞
理　　事	柴山　裕治
理　　事	井上　順一
理　　事	山田　芽由美
代表理事	岩本　麻奈

４　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、本法人の定款と相違ありません。

一般社団法人 日本コスメティック協会

代表理事　川島　眞